

(東教育次長答弁)

長崎議員 1001 作成部局 教育委員会事務局 No.1

質問要旨 尼崎市医療的ケア実施体制ガイドライン検討委員会の進捗状況はどうか。またガイドラインはいつ完成するのか。

答弁要旨

教育委員会といたしましては、医療的ケア実施体制ガイドライン検討委員会を7月と10月に実施し、ガイドラインの検討を進めているところでございます。

検討委員会では、看護師の配置などの支援体制をはじめ、医療的ケアを日常的に必要とする幼児児童生徒の安全の確保を保障し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行われるガイドラインとなるよう協議をしております。

今月実施予定の3回目の検討委員会において、これまでにいただいたご意見を踏まえたガイドラインの案をまとめ、今年度内の策定を目指しております。

以上

質問要旨 バス停の危険度に関する本市の調査結果について。

答弁要旨

近畿運輸局が事務局を務める兵庫県バス停留所安全性確保合同検討会が作成した調査結果

において、本市に所在地があるバス停は、危険度Aが2か所、Bが3か所、Cが5か所、合計10か所でございます。

以上

長崎議員 1003 作成部局 健康福祉局 No. 1

質問要旨 令和2年度の1年間の本市における生活保護申請件数と実際に受給に至った件数は。

答弁要旨

令和2年度における本市の生活保護申請件数は、
1, 405件であり、うち生活保護開始件数は、
1, 302件でございます。

以上

質問要旨 調査結果を受けて市としてどのような認識を
持っているのか。

答弁要旨

危険度の高いバス停については、過去から市議会からもご指摘をいただき中で、例えば浜3丁目の「アミング潮江前」バス停(南行)を、令和元年10月に移設するなど、これまでから改善に努めてまいりました。

本市といたしましては、今回の調査結果に基づき、改めて対応を検討していく必要があると考えており、バス事業者や道路管理者、交通管理者である警察などと協議を進めてまいります。

以上

質問要旨 この件についてこれまで阪神バスと尼崎交通事業振興株式会社に対してどの様に関わりを持ってきたのか。今後の方向性は。

答弁要旨

危険度の高いバス停を含め、バス停に関する課題については、これまでもバス事業者とその共有を図り、改善に向けた協議を行ってきたところです。

ご指摘のバス停については、現地の様々な事情などにより、今のところ具体的な対策を講じられる状況には至っておらず、引き続きバス事業者等と協議を進めてまいります。

以上

質問要旨 バス停の移設や廃止には周辺住民や移設先の地権者の合意が必要になる。市民の利便性も考えながらになると難航する可能性があるがどうか。

答弁要旨

議員ご指摘のとおり、バス停の移設には地権者の合意が必要になるなど調整が難航し、最悪の場合、バス停が廃止され、市民の利便性を損なうことにつながる恐れがあります。

しかしながら、危険度の高さを考慮すると、安全対策は優先すべきであり、引き続きバス事業者等と実施可能な対応策について協議を進めてまいります。

以上

質問要旨 市民への周知が安全対策にもつながることから、市のホームページや市報など情報発信の活用を検討しては。

答弁要旨

ご指摘のとおり、直ちに対策ができないバス停については、まずは市民に危険性を周知することで安全対策に繋がると考えられますので、現地のバス停における注意喚起掲示などの周知方法も併せ、バス事業者等と検討・協議してまいります。

以上

(東教育次長答弁)

長崎議員 2005 作成部局 教育委員会事務局 No.1
質問要旨 尼崎市医療的ケア実施体制ガイドライン検討委員会のメンバーの構成や、委員会で話された主な内容はどのようなものか。

答弁要旨

医療的ケア実施体制ガイドライン検討委員会は、大学教授をはじめ、小児科医、市立校園長会の代表、あまよう特別支援学校長、関係機関の行政職員、児童発達支援センター職員等13名で構成しています。

検討委員会では、指導医、看護師等の配置や派遣等の実施体制の整備、教育委員会や校園長等の関係者の役割、医療的ケアの実施に係る手続き等について、それぞれの立場から意見をいただいているところでございます。

以上

(東教育次長答弁)

長崎議員 2006 作成部局 教育委員会事務局 No.1

質問要旨 尼崎市の学校園における医療的ケアの実施は、いつからスタートする予定か。

答弁要旨

令和3年度中に看護師の配置や医療的ケアの実施手続きを定めるなど支援体制の整備を進めるとともに、校園長を対象にガイドラインの周知及び医療的ケア児支援についての理解を図る研修を行い、校内における体制整備も進め、令和4年4月から実施する予定でございます。

以上

(東教育次長答弁)

長崎議員 2007 作成部局 教育委員会事務局 No.1

質問要旨 新規で予算化を予定している事業はあるのか。

答弁要旨

先ほどご答弁いたしました策定予定のガイドラインを実施していくためには、医師等を交えて協議する会議体の設置や、あまよう特別支援学校以外の市立学校園に在籍する医療的ケア児への支援等も必要であると考えております。

教育委員会といたしましては、来年度に向けて恒常的に医療的ケアの必要な児童生徒が、安全に安心して学校生活を送るための環境整備等について、調整を図っているところでございます。

以上

(東教育次長答弁)

長崎議員 2008 作成部局 教育委員会事務局 No.1

質問要旨 医療的ケアには看護師の確保、働き方が支援の要となるが、豊中市の取組を参考に、本市でも今から体制づくりに臨むべきと考えるが、いかがか。

答弁要旨

豊中市の医療的ケア児を支援するスクールナースの取組につきましては、以前から多くの自治体が関心を持っていると認識しており、教育委員会といたしましても、豊中市をはじめ、近隣市の動向を注視しているところでございます。

教育委員会といたしましては、今年度内に「医療的ケア実施体制ガイドライン」を策定し、令和4年度からの実施に向けて、医療的ケアを日常的に必要とする幼児児童生徒の安全の確保を保障し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行われるよう、看護師の配置による支援体制の仕組等について検討を進めているところでございます。

以上

(東教育次長答弁)

長崎議員 2009 作成部局 教育委員会事務局 No.1

質問要旨 看護師の適正な配置は準備できているのか。

答弁要旨

現在、あまよう特別支援学校の医療的ケアにつきましては、病院に業務委託をし、必要な医療的ケアが行えるよう看護師配置をしております。

来年度につきましても、就学前施設、学校園、病院等の関係機関と連携するとともに、就学相談において保護者から聞き取りを行う等、医療的ケアの必要な幼児児童生徒の状況の把握をしているところでございます。

また、病院、訪問看護ステーション、看護師派遣業者等に看護師等の配置及び派遣について調整を図り、適正な配置に努めているところでございます。

以上

(東教育次長答弁)

長崎議員 2010 作成部局 教育委員会事務局 No.1
質問要旨 財政ありきで看護師の配置を決定するよう
な現実はあるのか。

答弁要旨

教育委員会といたしましては、児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう、必要な医療的ケアの状況や保護者の意向等の把握に努めております。

そうした状況等も踏まえて、必要な看護師の人数とともに看護師を配置、派遣できる病院や訪問看護ステーションなどと調整を行い、適切に医療的ケアを行うための環境整備を進めてまいりたいと考えております。

以上

質問要旨 ケースワーカーの業務に課題は無いのか。また、本市の適正な配置基準についての見解は。

答弁要旨

議員ご指摘のとおり、令和3年4月現在、本市ではケースワーカー1人当たり約115世帯を担当しており、社会福祉法が定めるケースワーカー配置の標準数を超過している状況ではありますが、高齢者世帯の家庭訪問や就労支援などを専門に行う行政事務員を59名配置し、ケースワーカーと役割分担を行うことで、ケースワーカーの負担軽減や被保護者への支援強化を図っており、現状でケースワーク業務が滞るなどの大きな課題は生じていないものと考えています。

しかしながら、育児休業や休職等により、一定数の欠員が生じている状況がございます。

(次ページへ続く)

また、ケースワーカーの適正な配置基準につきましては、社会福祉法が定める標準数であると認識しておりますが、専門的な業務を担う行政事務員の配置や、OJT等によるケースワーカーの能力開発等、引き続き効率的・効果的な体制整備について検討を進めていくとともに、欠員の早期解消に向けて総務局とも調整してまいります。

以上

質問要旨 ケースワーカーの残業の実態と負担が大き

く、うつ病などで体を壊し休職に陥る職員はいるのか。

答弁要旨

ケースワーカーで休職となっている職員の休職理由につきましては、仕事内容等の変化、人間関係、家庭環境など様々なことが考えられます。このため、休職に至った原因を一概に特定することは困難でございますが、過度な残業による負担が主な要因となった職員は確認できておりません。

以上

質問要旨 ケースワーカーの直近3年間の休職事例は。
その具体的な内容は。

答弁要旨

ケースワーカーのうち、令和元年度から令和3年11月末までに休職になったことがある者は合計7人で、半数以上は、精神的な疾病によるものとなっております。

休職者から話を聞く中で、精神的な疾病に至った理由は様々で、要因は複合的であると考えておりますが、ケースワーカー業務の性質が関与しているものも少なからずあると認識しております。

これら休職者に対しましては、引き続き、できるだけ早期の復職に向けたサポートに注力してまいります。

以 上

質問要旨 ケースワーカーが業務多忙で、十分な支援
がなされない場合、生活保護受給者が希望すれば、
担当ケースワーカーを変更するのか。

答弁要旨

議員ご指摘のような事例が生じた場合、安易に担当
ケースワーカーの変更を行うことは、根本的な課題解決
とはならないため、担当を変更するのではなく、組織的
に対応することで、生活保護受給者への支援を進めて
いく必要があると考えます。

具体的には、生活保護受給者との円滑な関係構築や
行き届いたサポートが、担当ケースワーカーだけでは困
難な場合などは、査察指導員等による同行訪問や同席
面談を行うことなどが挙げられます。

いずれにいたしましても、担当ケースワーカーが事務
処理や支援に滞りを生じないよう、また、困難事例への
対応において孤立することがないよう、組織的に取組ん
でまいります。

以上

質問要旨 エアコン購入費について、生活保護申請者に
どの様に説明し利用勧奨してきたのか。

答弁要旨

本市においては、エアコンを含む冷房器具が家具什器費の支給対象となった平成30年6月27日付けの厚生労働省の通知に基づき、平成30年4月1日以降に保護を開始した世帯や転居した世帯に訪問や聞き取りの調査を行い、支給対象となる世帯には、冷房器具に係る制度説明を行うとともに、支給申請があった世帯に対して購入費の支給を行いました。

また、その後においても、新たに生活保護の申請があった場合、面談時に冷房器具の有無について聞き取りを行うほか、実地調査で家庭訪問を行う際にも改めて冷房器具の有無を確認し、保護決定後に支給要件を満たす場合には、冷房器具の購入費用の支給申請手続きを案内するなどにより、利用勧奨を行っております。

以上

質問要旨 本市での冷房器具の購入に係る支給件数と
支給率は。

答弁要旨

冷房器具の購入費に係る支給件数と支給率ですが、平成30年度は38件で1千世帯あたり2.7件、令和元年度は83件で1千世帯あたり6.0件、令和2年度は99件で1千世帯あたり7.2件となっております。

以上

質問要旨 平成30年4月より前の方でも条件が合えば
認められるケースがあるのか。

答弁要旨

厚生労働省の通知において、冷房器具の支給が認められるのは平成30年4月以降とされているため、それ以前の時点において支給要件を満たしていたとしても、支給することはできません。

なお、平成30年4月以降において、転居を行い、転居先に冷房器具がない場合などで支給要件を満たす場合には、平成30年3月以前の生活保護受給者であっても、申請に基づき冷房器具の購入費を支給しているところではあります。

以上

質問要旨 住宅扶助費の家屋補修として、エアコンの修理もこの対象になるのか。

答弁要旨

生活保護の実施要領には、住宅維持費の対象として「家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のために経費を要する場合」と規定されています。

一方、エアコンにつきましては、家具什器として規定されていることから、家屋等の従属物には該当せず、住宅維持費の対象にはなっておりません。

なお、本市としましては、熱中症対策の観点から、真に必要と認められる被保護世帯については、老朽化したエアコンの修繕や買い換え等に必要な費用を支給対象とするよう、国に要望を行っているところでございます。

以上